

議案第4号

| |
|-----------------------|
| 教育委員会定例会資料 |
| 平成26年11月21日 |
| 教育部生涯学習課 |
| 課長：蓮井 昭夫 係長：久保田 剛生 |
| 内線 763-222 |

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例の取り下げについて

安曇野市教育委員会10月定例会において、議決いただきました、議案第3号安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例等（安曇野市学校施設使用条例）の一部を改正する条例について、次の理由により取り下げます。

記

1. 取り下げる条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）

2. 取り下げの理由

第7条損害賠償について、「施設」の内容の解釈の見解が明確でなく、整備する必要があるため。

（別表の改正については、損害賠償の条項が整備でき次第、同時に改正する）

議案第5号

| |
|---------------------|
| 教育委員会定例会資料 |
| 平成26年11月21日 |
| 教育部生涯学習課 |
| 課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智 |
| 内線 763-213 |

安曇野市人権教育集会所条例の一部改正の取下げについて

「安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について」を、次の理由により取り下げます。

記

(取下げ理由)

第3条、第4条及び第5条の「施設、設備等」の文言を他の例規と統一するために、表現について再検討する必要があるため。

安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例等の一部を改正する条例

(安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例の一部改正)

第1条 安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例(平成17年安曇野市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第1条中「安曇野市博物館等美術品取得及び特別企画展開催基金」を「安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金」に改める。

(安曇野市学校施設使用条例の一部改正)

議案第4号関係(10月定例会議案第3号で提出)

第2条 安曇野市学校施設使用条例(平成17年安曇野市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

別表中 「

| |
|----|
| 明北 |
| 中学 |
| 校 |

」を「

| |
|----|
| 明北 |
| 小学 |
| 校 |

」に改める。

議案第5号関係(10月定例会議案第3号で提出)

(安曇野市人権教育集会所条例の一部改正)

第3条 安曇野市人権教育集会所条例(平成17年安曇野市条例第236号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2」を「第244条の2第1項」に改める。

第5条中「破損」を「損傷」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。